

## 第8回 川間台自治会・自主防災会役員会議録

日 時：令和7年2月1日（土曜日） 9:30～

出席者：矢野会長、吉田、間宮（総務）、田中、相馬、栗原（文化）、水野、馬場、安保（防犯）、興津、佐藤（環境衛生）、尾内、田口（福祉厚生）、松野、須田（自主防災）、江里（記録）

### 議事及び連絡事項

#### <連絡・報告事項>

- ① 川間駅前交番の建替えについて
- ② 監視カメラ設置に係る Jcom 説明会について

#### <議 事>

- 1 役員候補者の選出／勧誘グループの決定
- 2 会計チーム役員候補者の選出／勧誘グループの決定
- 3 環境衛生チームからの提起案協議（資料1、2）
- 4 会計マニュアル協議（資料3）

#### <連絡・報告>

##### ①について

○会長より、交番設置の場所は元々道路が走っていた為、建替えにあたり、土地費目の変更が必要となり、関係で、今回の建替えに係る土地使用について、自治会長の承認を求められ署名したとの報告があった。

##### ②について

○会長より、ごみ集積所に監視カメラを設置する場合の費用等について、2/9（日）13:00 から、Jcom による説明会を予定している。については、環境衛生チームと関心ある役員には出席して欲しい旨の連絡があった。

#### <討 議>

##### 議事 1 について

○（会長）まず、次年度、継続可能な役員と退任希望者を確認したい。

継続者 矢野、吉田、松野、須田、田中、栗原、水野、馬場、安保、尾内、  
田口、須田、松野、江里

退任希望者 ▷ 間宮、福田、相馬、興津、佐藤（下記参照方）

○（会長）次に、次年度のチームごとの必要役員数を確認したい。

→ 総務（1名）、文化（1名／男性）、環境衛生（2名）但し、環境衛生チームは、2名とも退任希望であるが、廃棄物減量等推進員がサポートすることを前提に、佐藤さんに継続してもらうことになった。

○（会長）では、不足役員に推薦する候補者と勧誘グループについて意見を。

→ 会長と役員から、次年度役員候補について3名（うち1名総務候補）の勧誘対象が出され、次回の役員会で結果を報告することとなった。

### 議事2について

○〔会長〕現在、会計部長は、昨年3月の前池田部長様のご逝去により、今年度は、暫定的対応として自治会長が兼務している。組織として、自治会長と会計が同一ということは良くないので、会計委員の選出をしたい。推薦候補を挙げてください。

→ この場では推薦候補が出ず、出席役員からも手が上がらなかった為、会長が個別に探してお願いしてみることとなった。

### 議事3について（資料1参照）

まず、去る1月13日に開催された、環境衛生チーム主催によるごみ集積所管理責任者との会議結果について、環境衛生チームから会長に報告された内容を、資料1をベースに報告があった。続いてそれぞれの議題に基づき、役員会で協議・決定を行った。

#### 「議題1」各集積所の利用者リストの確認（連絡確認事項）

→ 全9か所の集積所の最新利用者リストを管理責任者に配布し、最終確認を依頼した。今年度末までに完成させる予定。

#### 「議題2」管理責任者の当番免除について

→ 各集積所とも当番表が存在しているので、これに準じることになった。よって、管理責任者も当番を行うことで決定した。これに従い、ごみ集積所資源物集積所管理規約の当該箇所を一部改訂することとした。

#### 「議題3」ごみ集積所の当番免除について（身体障害者等）

→ 現在の規約にあるように、身体に支障がある場合の当番免除については、各ごみ集積所の利用者の意見を基に集積所管理責任者が判断することを確認した。

#### 「議題4」 管理責任者を利用者から選出する件について

○〔環境衛生チーム〕集積所によっては、複数の班員が利用している為、資料のような課題が出てきている。現状、集積所管理責任者はみんな班長が担っているためであり、これを実質的な利用者の中から（利用者リストの中から）選出することにしたい。

○（意見）現規約には、管理責任者は利用者の中から決めるとなっている。そのとおりで問題ないのでは。

（質問）管理責任者が班長でない場合、利用者リストの中から、誰が順番を決めるのか

○（会長）総会で承認が得られれば、会長がごみ減量推進委員として利用者を召集し、説明する。

→ 規約では、「管理責任者は、利用者の協議により選出し、・・・。なお、利用者の中に班長がいる場合は、班長の中から選出する。」となっているので、現行規約どおりに徹底することを確認した。

#### 「議題5」 ごみ集積所の利用料徴収について

○集金される側からすると、自治会費と利用料も一回で支払う方が好都合であろうし、集金側も班長が自治会費を集金する際に利用料も一緒に集金できる。班外の利用者への集金もあるが、それほど班長の負担増とは考えられない。（多数意見）

○（質問）班長は、班員以外の利用者の情報を知らない。自治会費以外の利用者からの集金額が明確でないがどうすればよいか。

○（意見）その場合は、管理責任者から利用者情報のリストを借りるまたはコピーをもらえば良いのでは。

→ 協議の結果、現行規約では「管理責任者が徴収し、会計部長へ納付する。」とあるが、徴収、会計部長への納付は班長が行うことと規約を改訂することとした。但し、班長が管理責任者ではない場合でも、管理責任者から利用者リストを入手して徴収・納付することも規約に付記する。

#### 「議題6」 来年度からのごみ集積所利用料金（当番できない場合）の改訂について

○〔環境衛生〕改訂の主旨は、集積所の管理維持に対し、会員である場合のメリットを見える化することとした。

○今回の提案では、これまでの2.5倍となっているが、ここまで維持管理費が必要とは思えず、値上げの根拠は低い。（多数意見）

→ 協議の結果、現行通りの利用料とした。

※ 環境衛生チームより、アパート管理会社に独自の集積所設置を依頼・折衝してきた。その成果が見えてきているが、今後もさらにこの活動を続けていきたいとの説明があった。

「議題7」監視カメラ（ルール違反ゴミ）の設置について

- 会長より、環境衛生チームと管理責任者での会議において、多くの人から監視カメラの設置要請が出ているので、来年度の設置可否を検討したい旨、報告があった。

また、会長から、設置の事前検討として、2月9日、監視カメラの大手販売会社であるJ-comに監視カメラ説明会を開催してもらうのでするので興味ある役員には説明会に参加して欲しい旨の依頼があった。

「議題8」 「ごみ集積所資源物集積所管理規約」の改訂について

- 提案通り、本規約の改訂については、次年度より環境衛生チームの所掌とすることを確認した。

議事4について（資料2参照）

最初に、会長より、本マニュアルの作成趣旨として、今年度は、会長が急遽会計処理を請け負わざるを得なくなったが、これまで会計処理が複雑で煩雑であったため、デジタル活用を含め、今後の会計担当者が簡便に処理ができるよう会計マニュアルを作成した。よって、処理方法の確認を願いたい旨の依頼があった。（資料は事前配布済）。

続いて、とくに、昨年度との相違点で、次の点について説明があった。

まず、2ページの「III」は「IV」の誤りで、以降のローマ数字を順に訂正する。

- ① 1ページ I - II「取引銀行および通帳口座」について、常時使用する通帳としては、千葉銀行川間支店（自治会入出金用）とJA川間駅前支店（自主防災入出金用）とし、他の3冊については、積立基金である為、原則使用せず、使用する場合は、総会で承認を得ることとしている。
- ② 1ページ III「準備するもの」について、自治会用と自主防災会用の通常入出金口座についてはキャッシュカードを新規に導入し、時間短縮を図った。
- ③ 2ページ IV「会計処理」について、月1回のバッチ処理（まとめ処理）としたので、立替えていただくことを了承願いたい。
- ④ 4ページ VI「帳票様式」について、現行の①収支台帳以外に、新たに、②費目台帳、③推移表、④仮入出金明細を作成することで、会計の明瞭化を図った。  
→ 来年度（今年度の試行期間含む）から、本会計マニュアルで対応することで承認された。

※ 次回の役員会は、3月2日開催で決定した。